

とよなかブックプラネットの概念設計について

(報 告)

平成23年(2011年)3月30日

とよなかブックプラネットプロジェクトチーム

1. プロジェクトチームにおける検討の経過

- 10月18日・21日 学校図書館訪問調査(克明小・泉丘小・第九中)
- 11月8日 第1回ワーキング会議(学校図書館の現状と課題について)
- 11月8日 学校図書館に関するアンケート調査
(対象:管理職、学校図書館担当者、学校図書館専任職員、公共図書館司書)
- 11月18日 学校図書館に関するアンケート調査(対象:学校図書館を利用する児童生徒)
- 12月7日 第2回ワーキング会議(学校図書館の役割とめざす姿について)
- 12月7日 学校図書館に関するアンケート調査
(対象:学校図書館をあまり利用しない児童生徒)
- 12月9日・14日 学校図書館訪問調査(野田小・東豊中小・第三中・第七中)
- 12月24日 第3回ワーキング会議(学校図書館の役割とめざす姿について)
- 1月12日 学校図書館活用にかかる先進的取組みの視察
(市川市、東京学芸大学附属小金井小学校)
- 1月25日 第4回ワーキング会議(学校図書館のめざす姿の実現に向けて)
- 2月18日 第5回ワーキング会議(学校図書館のめざす姿の実現に向けて)

アンケート調査等を通して見えてきた課題

- 学校における学校図書館の位置づけ、役割が不明確
- 学校図書館を利用する上での利便性が欠如している
- 教員に対する学校図書館活用の研修と情報提供の充実を図る必要がある
- 運営関係者が情報共有する仕組みの構築が必要
- 学校図書館専任職員が蔵書管理等に時間を取られる
- 公共図書館と学校図書館の連携のさらなる充実が必要
- 児童生徒が学校図書館を利用できる時間が限定されている

2. 課題解決に向けた重要な到達目標と主要な施策

(1) 利用者の視点

重要な到達目標	指 標	主要な施策
児童・生徒が、自ら学校図書館を活用する	一人当たり貸出冊数	学校図書館利用教育の充実
		調べ学習スキル教育の充実
		学校図書館を活用した取組みの推奨
児童・生徒が休憩時間に学校図書館を快適に利用する	児童・生徒の満足度	蔵書管理システム導入による検索、貸出手続の迅速化
		貸出冊数制限の緩和
		学校図書館専任職員によるレファレンス・サービスの充実

教員が授業で学校図書館を利用する	教員の満足度	読み聞かせ、ブックトークの充実
	学校図書館利用率	学校図書館の活用を視野に入れた授業活動の推奨
		学校図書館活用データベースの構築
	読み聞かせ、ブックトークの実施率	年間利用計画の作成
学校図書館活用事例研修会の実施		
児童・生徒や教員にとって魅力的な蔵書を増やす	他校及び公共図書館からの貸出冊数	教育カリキュラムと連動した図書購入の推奨
		学校図書館間のネットワーク化による蔵書の相互利用
	資料運搬システムによる移動冊数	物流便の強化
		公共図書館との連携による資料支援の強化

(2) サービス・プロセスの視点

重要な到達目標	指標	主要な施策
学校図書館専任職員が教員や児童・生徒に対するレファレンス業務を充実できる環境を整える	学校図書館専任職員のレファレンス・サービス件数	システム導入による蔵書管理の効率化
		関係者間の連携を強化する校内組織の構築
		公共図書館による支援強化
		学校図書館を統合的に支援する機能の整備
学校図書館間の連携を充実する	連絡会開催回数	学校図書館専任職員、司書教諭連絡会等の実施
	電子掲示板等を活用した情報交換件数	電子媒体等も活用した、学校図書館間の情報交換の効率化
公共図書館と学校図書館の連携を充実する	情報交流会開催回数	公共図書館司書と学校図書館専任職員及び司書教諭等の情報交流会の実施
		学校での読み聞かせ等に対する支援・協力の実施

(3) 運営関係者の視点

重要な到達目標	指標	主要な施策
学校図書館の位置づけ、役割の明確化、教員の共通理解を深める	研修会開催回数	学校図書館のあり方についての研修の実施
		学校図書館利活用法研修の充実
		司書教諭等の情報交換会の実施
学校図書館専任職員、司書教諭等のコミュニケーションを充実する	運営関係者の満足度	学校図書館専任職員と司書教諭等の定期的な打合せの実施
		司書教諭等の役割の明確化
		全教職員による学校図書館活用に関する情報の共有化
		関係者間の情報交換の強化
教員が学校図書館を有効活用できるスキルを身につける	研修会開催回数	学校図書館利活用法研修の充実（再掲）
		情報活用教育のカリキュラム作成の推奨
公共図書館司書が学校図書館専任職員、司書教諭等を支援する	電子掲示板等を活用した情報交換件数	公共図書館司書と学校図書館専任職員及び司書教諭等の情報交流会の実施（再掲）
		電子媒体等も活用した、公共図書館と学校図書館間の情報交換の効率化

(4) 施設・設備の視点

重要な到達目標	指標	主要な施策
必要な図書・資料を短時間で利用できる環境をつくる	貸出総冊数	蔵書管理システム導入による検索、貸出手続の迅速化（再掲）
		利用しやすい空間づくりに向けた改修、施設整備
		物流便の強化（再掲）
学校図書館をさまざまな面から支援する機能を整備する	支援機能の整備時期	学校図書館を統合的に支援する機能の整備（再掲）

3. 学校図書館の役割とめざす姿

学校図書館の役割は、学校図書館法第2条において「児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」ことと明記されている。一方、場としての学校図書館を見た場合、図書や資料を中核として、クラスを越えた交流、学年を越えた交流を実現することができる場でもある。このように個々の児童・生徒の健全な教養を育成するとともに、新しい交流や多様な教育活動の礎となる学校図書館を実現するために、豊中市では、次のことを重要な概念として掲げ、取組みをさらに進めることとする。

★児童・生徒の「自ら考え解決する力」を育成する

学校図書館は、児童・生徒の学校生活や日常の暮らしの中でわき上がった疑問に応え、自らの考えをまとめるための支援をします。

また、このことを通じて、学校だけでなく、生涯にわたって図書館を活用できる力を育てていきます。

さらに、子どもたちが様々な情報源から必要な情報を的確に入手し、適切に活用する力を育てていきます。

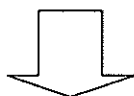
★児童・生徒が「読書習慣」を身につける

学校図書館は、児童・生徒の読みたい気持ちにいつでもこたえます。

また、児童・生徒一人ひとりの読書を尊重し、楽しみをもって「読む」ことを体験させ、自由に広がりのある読書活動を支援します。

★教員の学習指導を支援し、授業の質を高める

学校図書館は、教員が、個々の創意工夫により各教科の授業を改善、充実させる上でも、最も身近な情報資料拠点であり、必要な資料を収集し教材研究や授業づくりなどの支援をします。



ふだん使いの学校図書館

4. 今後の予定

①人のネットワーク

教職員に対する学校図書館利活用法研修や、管理職も対象とする学校図書館のあり方についての研修等、各種研修の充実により、学校図書館の位置づけを明確にし、学校内で関係者の連携強化を図る。また、学校図書館専任職員と公共図書館司書の連携強化をめざし、情報交換を活発にする取組みを進める。

② 物流のネットワーク

学校図書館にとって資料支援の強化に繋がる、公共図書館による支援ライブラリーに着手する。また、学校図書館と公共図書館間ならびに、学校図書館間の資料連携の基盤となる資料運搬システムのさらなる充実に向けた検討を進める。

③ 情報のネットワーク（蔵書管理システムの導入）

蔵書管理システムの導入は、学校図書館専任職員の管理業務を大幅に軽減し、児童生徒や教員へのレファレンス業務の充実等教育的な支援強化に繋がる。また、求める図書や資料を容易に検索することや、学校図書館間及び公共図書館と学校図書館間の資料連携の強化、さらには、学校図書館活用事例データベースの構築による教員への情報提供の充実など、多くの効果が期待できる。利用者のニーズや豊中市として実現したいこと等を十分に検討の上で、学校図書館蔵書のデータ化ならびに蔵書管理システムの導入に向けた取組みを進める。

④ 学校図書館支援機能

学校図書館に関わる様々な取組みを念頭におきながら、上記各ネットワークを統合的に支援・運用する機能の整備に向け検討を進める。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 人のネットワーク 学校内での連携強化 学校図書館と公共図書館の担当者間の連携強化			<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の役割、活用方法の周知 関係者間の情報交換
② 物流のネットワーク 支援ライブラリーの運用 資料運搬システムの再構築 資料運搬システムの運用			<ul style="list-style-type: none"> 必要な資料をいち早く手元に届ける 公共図書館による資料支援の強化
③ 情報のネットワーク（蔵書管理システムの導入） 蔵書の整理 蔵書のデータ化 システム導入に向けた検討 仕様の決定 システム開発 システム運用			<ul style="list-style-type: none"> 貸出、返却等事務の効率化 学校内・学校間・公共図書館からの蔵書検索 電子掲示板 データベース
④ 学校図書館支援機能 支援機能の検討 支援機能の運用			<ul style="list-style-type: none"> 各ネットワークを統合的に管理

とよなかブックプラネット事業推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 学校図書館と公共図書館の連携強化を図る「とよなかブックプラネット事業」(以下「事業」という。)を効果的かつ円滑に推進することにより、読書活動を促進し、児童生徒の豊かな心や自ら学ぶ力を育成するため、「とよなかブックプラネット事業推進委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業実施に係る調査、企画、立案、調整、進行管理及び事業評価に関すること。
- (2) 事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は教育次長、副委員長は生涯学習推進部長の職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、必要な資料収集、調査、検討等を行わせるため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループに、互選による座長を置く。
- 4 ワーキンググループ会議は、座長が招集する。
- 5 座長は、ワーキンググループの運営にあたって、委員会と連携を図るものとする。

(事務局)

第7条 委員会及びワーキンググループ(以下「委員会等」という。)の事務局は、豊中市教育委員会生涯学習推進部読書振興課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年(2011年)4月1日より実施する。
- 2 ブックプラネット事業プロジェクト・チーム設置要綱(平成22年(2010年)11月1日実施)は、廃止する。

別 表

とよなかブックプラネット事業推進委員会委員

教育次長
生涯学習推進部長
教育推進部長
生涯学習推進部次長
教育推進室長
教育センター所長
読書振興課長
小学校長代表
中学校長代表

<参考> 設置を予定しているワーキンググループ

① (仮称) 人のネットワーク構築のためのワーキンググループ

検 討 内 容	メ ン バ ー
・研修の充実 ・学校内での関係者の連携強化 ・学校図書館と公共図書館の連携強化 他	教育推進室小中学校チーム、教育センター教育計画チーム、公共図書館

※ワーキンググループとせず、必要に応じて関係者間で協議する可能性もあり

② (仮称) 物流のネットワーク構築のためのワーキンググループ

検 討 内 容	メ ン バ ー
・資料運搬システムの充実 ・学校間での資料相互貸借 ・学校における蔵書購入 他	教育センター教育計画チーム、教育総務室総務チーム、学校給食室、公共図書館、学校図書館専任職員

③ (仮称) 情報のネットワーク構築のためのワーキンググループ

検 討 内 容	メ ン バ ー
・蔵書管理システム ・学校間及び学校と公共図書館の横断検索 ・教員支援のためのデータベース ・学校間及び学校と公共図書館の情報連携 他	教育推進室小中学校チーム、教育センター教育計画チーム、情報政策室、公共図書館、学校図書館担当者(司書教諭)、学校図書館専任職員、